



平成 19 年 5 月 22 日

各 位

会社名 澁澤倉庫株式会社
代表者名 取締役社長 犬塚 静 衛
(コード番号 9304 東証 第1部)
問合せ先 管理本部総務部長
川上 芳 夫
(電話 03-3660-4041)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社第 160 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

(1) 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、企業価値および株主共同の利益を確保し向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入することが、必要不可欠と考えております。

この点、会社法第 278 条第 3 項本文では、取締役会設置会社は取締役会の決議のみをもって新株予約権の無償割当てを行うことが可能とされておりますが、当社は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会の決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて行うことが望ましいと考え、

株主総会の決議により新株予約権無償割当ての決議を行う、

株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てを行うことを取締役会に委任していただく、

のいずれかの方法によるものとしたたく、会社法第 278 条第 3 項ただし書に基づき、新株予約権の無償割当てが可能となる旨の規定を新設するものであります(変更案第 12 条)。

(2) 上記変更に伴い、現行定款第 12 条以下の条数変更を行うものであります。

2. 変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<新 設>	<u>第 12 条 (新株予約権無償割当ての決定機関)</u> 当社は、 <u>新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u>
第 12 条 ~ 第 44 条 <条文省略>	第 13 条 ~ 第 45 条 <現行どおり>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 19 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日

平成 19 年 6 月 28 日

以 上